

# 佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第1期太陽光発電設備導入業務 企画提案者審査委員会設置要領

## (設置)

第1条 佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第1期太陽光発電設備導入業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第1期太陽光発電設備導入業務企画提案者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

## (審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1)プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2)企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること
- (3)その他必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、佐久市環境部長をもって充て、副委員長は、佐久市環境政策課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 佐久市 環境部長 (委員長)
- (2) 佐久市 環境部 環境政策課長 (副委員長)
- (3) 佐久市 総務部 財政課企画幹
- (4) 佐久市教育委員会 学校教育部 教育施設課長
- (5) 佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課長

## (任期)

第4条 委員の任期は、受託者決定日までとする。

## (委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

## (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## (庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、環境部 環境政策課 が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月12日から施行する。